



## 退職後の国民年金の手続について

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入します。しかし、それ以外の60歳未満の人は、国民年金に加入するための手続が必要となります。また、退職した人に扶養されていた60歳未満の配偶者(夫又は妻)についても、同様に国民年金の手続(14日以内)が必要となりますのでご注意ください。

この手続を怠ると、年金額が減る場合や、年金そのものが受け取れなくなる場合がありますので、必要な手続を行ってください。

### 国民年金の第1号被保険者となる場合

20歳以上60歳未満で、自営業者およびその配偶者など(厚生年金保険や共済年金に加入する人やその被扶養配偶者以外の人)は、国民年金の第1号被保険者になります。

第1号被保険者になった場合、14日以内に手続が必要で、本人または世帯主が提出します。

この場合には、苫小牧年金事務所又は日高町役場(各支所及び出張所)の窓口で国民年金の第1号被保険者となるための手続が必要です。この手続には、年金手帳または基礎年金番号通知書を添付して、「国民年金第1号被保険者資格取得届」を提出します。

第1号被保険者の保険料は月額15,040円(平成25年度)です。

保険料については、あらかじめ一定期間分(原則として半年または1年間)の保険料を一括して納付すると保険料が割引になる前納制度や、口座振替で納付すると保険料が割引になる制度(早割制度)があります。また、保険料の納付が困難なときは、保険料の免除制度があります。

### 国民年金の第3号被保険者となる場合

厚生年金保険や共済組合などに加入している被保険者(65歳以上で老齢または退職を理由とする年金の受給権を有する人は除く)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者となります。

この場合には、配偶者の勤務している事業所を管轄する年金事務所に、「国民年金第3号被保険者(資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)、資格喪失・死亡、氏名・生年月日・性別変更(訂正)届」を提出します。この届書には、収入確認のための書類と年金手帳または基礎年金番号通知書を添付します。

収入確認のための書類とは、非課税証明書などで、控除対象配偶者となっている人については、事業主の証明により収入確認のための書類の添付を省略することができます。

また、年金手帳または基礎年金番号通知書は、事業主が届書に基礎年金番号や氏名が正しく記入されていることを確認すれば年金事務所への添付を省略できます。ただし、氏名変更を伴う第3号被保険者の届出は年金手帳の添付が必要です。

届書の提出期限は、被扶養者に該当した日から14日以内で、事業主(健康保険組合の場合は組合)経由で提出します。

第3号被保険者の保険料は、配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合などから拠出されますので、個別に保険料を負担する必要はありません。3号被保険者の年収が130万円(現在の基準)を超えたことなどにより、2号被保険者の扶養から外れた場合は、第3号被保険者から第1号被保険者となる届出が必要となります。

### 国民年金の高齢任意加入

60歳以上65歳未満で、老齢給付の受給資格期間が不足しているか、満額の老齢基礎年金が受けられない場合には、国民年金の任意加入被保険者となることができます。

任意加入の手続は、苫小牧年金事務所又は日高町役場の窓口で行います。年金手帳または基礎年金番号通知書を添付して、本人が手続を行います。

任意加入被保険者の保険料は、国民年金の第1号被保険者と同じですが、保険料の免除制度はありません。また、任意加入被保険者の場合、保険料の納付方法は原則として口座振替になります。

### 国民年金の法定免除について

法定免除とは、障害年金(2級以上)を受給されている方や生活保護を受給している20歳から60歳未満の方で支払いが困難な方が対象になります。

ただし、会社にお勤めになり2号被保険者に該当した場合や、2号被保険者の配偶者で3号被保険者になった場合は、法定免除が切れてしまい、再び1号被保険者を取得した場合は再度手続が必要となります。

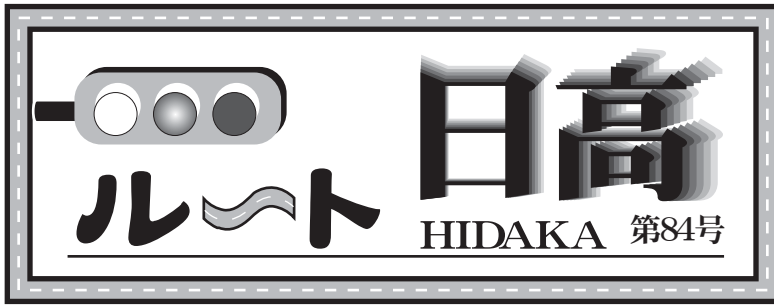
国民年金保険料が全額免除になりますので、**忘れず手続を行ってください。**

<お問い合わせ先>

苫小牧年金事務所

TEL 0144-36-6135

苫小牧市若草町2丁目1-14



**ストップ・ザ・交通事故！**  
—めざせ 安全で安心な 北海道—

**日高町の交通事故件数**

|       |       |     |
|-------|-------|-----|
| ○発生件数 | ..... | 17件 |
| ○死者数  | ..... | 1人  |
| ○傷者数  | ..... | 21人 |

2013年8月31日現在

『町民一人ひとりが交通マナーを守り、  
交通事故のない社会を目指しましょう。』

☆高年齢者交通事故防止キャンペーン！

『高年齢歩行者の交通事故防止ポイント』

～道路横断中の事故が多発しています～

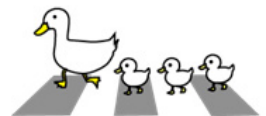
- ・道路を横断するときは信号機や横断歩道のあるところを横断しましょう。
- ・道路を横断するときは左右の安全確認して横断しましょう（特に左からの車に注意しましょう。）
- ・夜間外出するときは夜光反射材を身につけましょう。
- ・明るいうちに帰宅するよう心がけましょう。



『高年齢運転者の交通事故防止アドバイス』

- 自分の運転能力の衰えを知り、これを補う運転をしましょう。
  - ・運転動作が遅れることがありますので、車間距離を十分にとりスピードダウン運転をしましょう。
  - ・視力が低下してきますので、夕暮れ時間帯や夜間、雨、霧等の天候の悪い時は出来れば運転を控えましょう。
- 交差点での安全確認を徹底しましょう。
- 運転者だけではなく、同乗者、特に後部座席の人にもシートベルトを着用させましょう。

いっつうあんせん



◎ 日常の生活の中で交通安全を考え実践しましょう。

毎月15日は道民交通安全の日  
交通事故抑止7大セーフティーキャンペーン

1. 高年齢者事故防止
2. 自転車走行ルール・マナーアップ
3. シートベルト全席着用
4. スピードダウン
5. 飲酒運転根絶
6. 居眠り運転防止
7. デイ・ライト実践

◇ デイ・ライトで安全運転  
昼間のライト点灯に協力を！

〈昼間点灯効果〉

- ◎ 自らの安全意識が高まる
- ◎ 遠くからでも確認されやすい
- ◎ ドアミラー等を通して確認されやすい
- ◎ 雨や曇りの日は特に目立つ